

令和6年度一般会計補正予算（第1号）主要事業

東京都北区

1 エネルギー・食料品等価格高騰支援給付金事業費 3, 248, 860千円

国による経済対策の決定を受け、低所得者支援及び定額減税を補足する給付として、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（給付金・定額減税一体支援枠）を活用し、以下の事業を実施する。

（1） 令和6年度新たに住民税均等割非課税となる世帯に対する給付金事業

① 対象世帯 10, 000世帯

基準日において北区に住民登録があり、世帯全員の令和6年度住民税均等割が非課税である世帯（令和5年度に給付の対象となった世帯及び課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。以下「非課税世帯」という。）

② 給付額 1世帯につき10万円

③ 支給開始時期 令和6年7月中旬予定

（2） 令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となる世帯に対する給付金事業

① 対象世帯 2, 000世帯

基準日において北区に住民登録があり、令和6年度住民税均等割のみ課税されている世帯（令和5年度に給付の対象となった世帯及び課税者の扶養親族等のみの世帯を除く。以下「均等割のみ課税世帯」という。）

② 給付額 1世帯につき10万円

③ 支給開始時期 令和6年7月中旬予定

（3） 非課税世帯及び均等割のみ課税世帯へのこども加算

① 対象世帯 500世帯（750人）

基準日において北区に住民登録がある非課税世帯及び均等割のみ課税世帯であって、18歳以下の児童を扶養している世帯（以下「低所得子育て世帯」という。）

② 給付額

低所得子育て世帯において扶養されている18歳以下の児童1人につき5万円

③ 支給開始時期 令和6年7月中旬予定

(4) 定額減税に対する調整給付

① 対象者 47,000人

北区における令和6年度住民税の課税対象者であって、定額減税しきれないと見込まれる所得税・住民税の納税義務者

② 給付額

定額減税可能額が令和6年分推計所得税額又は令和6年度住民税所得割額を上回る額の合算額を基礎として、1万円単位で切り上げて算定した額

③ 支給開始時期 令和6年7月下旬予定

※定額減税可能額

所得税 : 3万円×(本人+扶養親族数)

住民税所得割 : 1万円×(本人+扶養親族数)

一般会計補正予算(第1号)総額 3,248,860千円